

パーチェスプライスアロケーション (PPA) の業務フロー

ファイナンシャル・アカウンティング・バリュエーション
シニアマネジャー 山本 智貴 執筆

わが国の会計基準は国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンス(収斂)が進むなか、企業結合会計についても 2010 年 4 月 1 日以降実施される企業結合から識別可能な無形資産については資産計上することが原則求められています。

今回は M&A における取得価額の配分作業(パーチェスプライスアロケーション)の一環として行われる無形資産の識別と評価の業務フローについて解説します。

文中、意見に関する部分は私見である旨をお断りします。

1. M&Aのプロセスと無形資産価値評価の実施時期

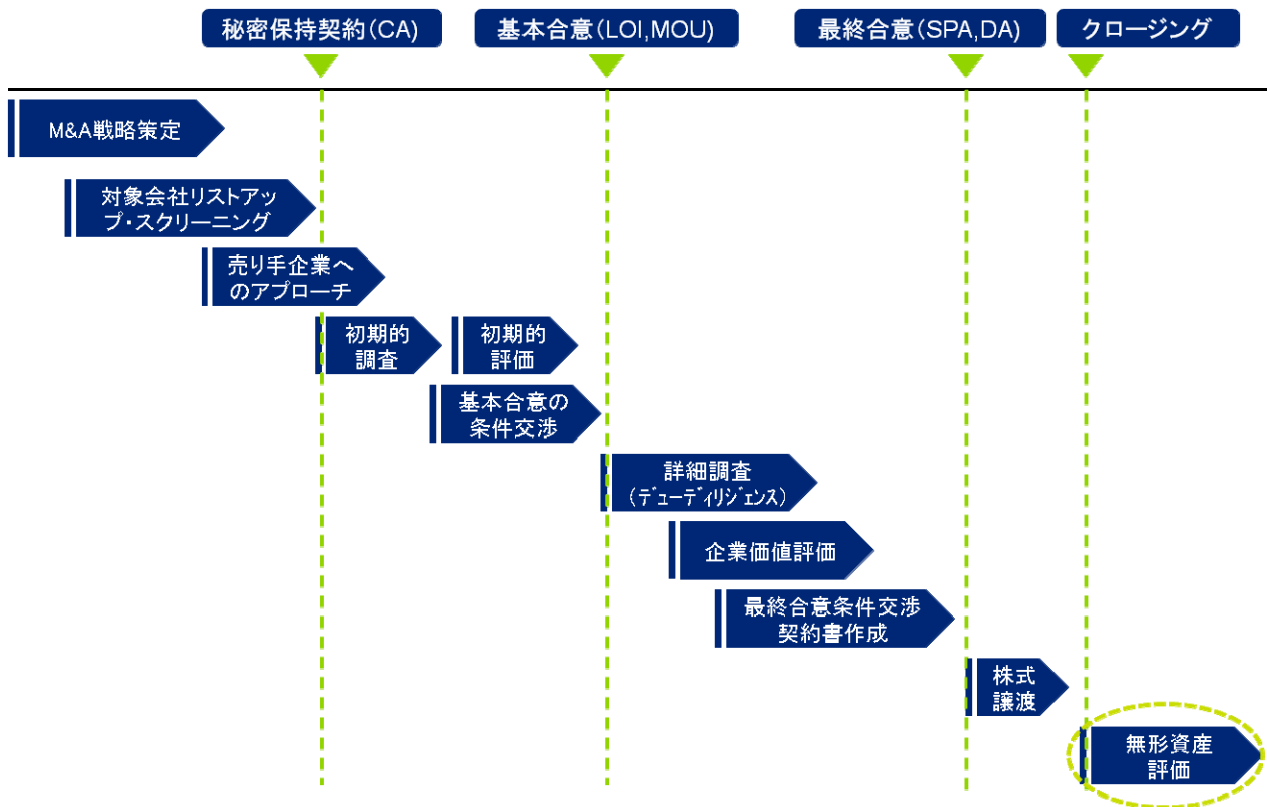
パーチェスプライスアロケーション(Purchase Price Allocation 以下「PPA」という)とは、文字通り取得価額を配分する作業である。取得価額配分の過程で、対象会社の無形資産価値評価が行われる。この PPA の作業は取得価額が確定した後、つまり M&A のディールが終わった後に行われるのが一般的である。

これが、同じ価値評価であっても基本合意または最終合意の前に行われる企業価値の評価と、PPA の一環として行われる無形資産価値評価で大きく異なる点である。すなわち、企業価値評価は、ディールの前に「いくらで取得するか」というビジネス目的から企業価値を計算する作業であるのに対し、無形資産価値評価は、ディール後に確定した企業価値を基に、「いくらで計上するか」という会計目的に立ち、取得価額を無形資産等に配分する作業である。

なお、既述の通り、無形資産価値評価はクロージング後に作業を開始することが一般的であるが、無形資産償却見込み額をより早く把握し、経営意思決定に役立てるため、最終合意が終わった後、クロージング前の段階で評価作業を開始することも実務的には行われている。これは取得価額やクロージング日の貸借対照表等の最終合意時点における未確定の数値等を仮置きして作業を開始し、クロージング日後にそれらの数値が確定した段階で数値を置き換えることにより無形資産の金額やその償却影響額を早期に把握しようとするものである。

図表1

【M&Aプロセスのスケジュール】



出典: デロイト トーマツ FAS 株式会社著者「新版 M&A 無形資産評価の実務」

2. 無形資産価値評価の作業スケジュール

無形資産価値評価実務の手続きは1. 取得価額の算定と有形資産の時価評価、2. 無形資産の識別・測定の2つのステップに大きく分けられる。つまり、まずデールの取得価額を算定しこれを有形資産に配分した後、無形資産を評価するというプロセスが踏まれるのである。

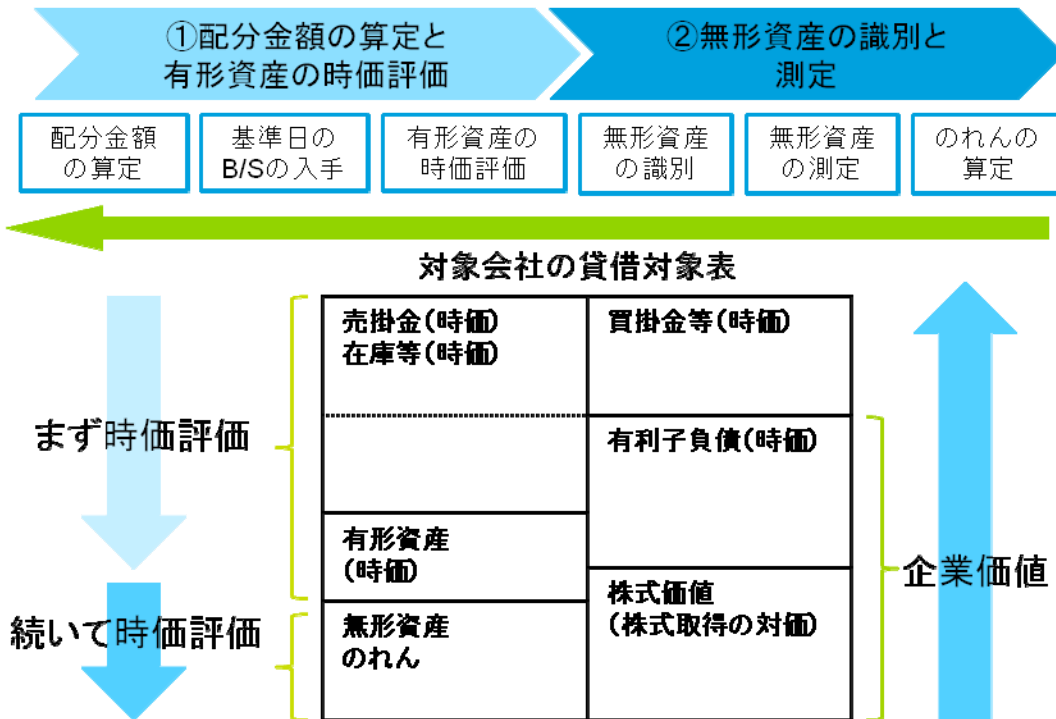
(1) 配分金額の算定と貸借対照表

通常、無形資産の評価作業はM&Aのプロセスにおけるクロージング日(取得日)以降に行われる。これは、無形資産の評価作業は買収価格を評価基準日の貸借対照表項目に配分する作業であるため、取得日以降でなければ取得価額と基準日の貸借対照表が確定できないためである。

配分金額は企業価値に評価基準日の貸借対照表に計上されている買掛金等の運転資本の貸方サイドの金額を加算することにより計算される。計算された配分金額は評価基準日の貸借対照表項目に計上されている有形資産(公正価値)および認識した無形資産に配分され、配分されない残余额がのれんとなる。なお、企業価値は、株式取得の対価に有利子負債を加算して計算される。

図表2

【無形資産価値算定までの流れ】



出典：デロイト トーマツ FAS 株式会社著者「新版 M&A 無形資産評価の実務」

(2) 有形資産の公正価値評価

無形資産の評価作業は、取得した企業価値(買収価格)を各資産に配分する作業であるが、当然のことながら企業価値は、無形資産のみならず、有形資産等(負債を含む)にも配分する必要がある。

無形資産を評価する際に超過収益法等を用いるためにはキャピタルチャージの計算が必要となるが、キャピタルチャージは有形資産の公正価値に有形資産に対する期待収益率を乗じて計算される。したがって、一般的に有形資産等の公正価値評価は、無形資産を評価する前に実施される。一般的に公正価値評価の対象となる有形資産には土地、建物、機械設備がある。

(3) 無形資産価値評価の手続

無形資産の評価作業は、無形資産の a.識別と b.測定という2つのステップに分けられる。「識別」とは対象会社の持っている無形資産は何かを把握する作業であり、「測定」とはその把握された無形資産の金額を算定する作業である。

a.識別

国際的な企業結合会計では、以下のいずれかの要件をみたすものを無形資産として認識することが要求されている。

- 契約・法的要件： 契約または法律上の権利によって生じる資産

- **分離可能性要件:** 分離・分割が可能で、売却、譲渡、ライセンスの付与、貸与または交換が可能な資産(その意思が実際にあるかどうかは問われない)

上記の要件を満たす無形資産の例として ASC805 および IFRS3(R)では以下を列挙している。

図表 3

【無形資産の例】

分類	無形資産の種類	認識要件
マーケティング関連無形資産	商標、商号	契約・法的要件
	役務標章、団体標章、証明標章	
	トレードドレス(独自の色・形・パッケージデザイン等)	
	新聞のマストヘッド	
	インターネット・ドメイン名	
	競業避止義務	
顧客関連無形資産	顧客リスト	分離可能性要件
	受注残	契約・法的要件
	顧客との契約および関連する顧客との関係	分離可能性要件
	契約に拠らない顧客との関係	
芸術関連無形資産	演劇、オペラ、バレエ	契約・法的要件
	書籍、雑誌、新聞、その他著作権	
	作曲、作詞、CM 用楽曲等	
	絵画、写真	
	動画、音声を伴う映像作品等	
契約に基づく無形資産	ライセンス、ロイヤルティ、スタンドスティル契約	契約・法的要件
	広告、建設、経営、役務・商品納入契約	
	リース契約	
	建設許認可	
	フランチャイズ契約	
	営業許可、放映権	
	利用権(採掘、採水)	
	サービス契約(抵当回収契約等)	
	雇用契約	
技術に基づく無形資産	特許権を取得した技術	契約・法的要件
	ソフトウェア、マスクワーク	契約・法的要件
	特許権申請中・未申請の技術	分離可能性要件
	データベース	分離可能性要件
	企業秘密(秘密の製法、工程等)	契約・法的要件

出典: デロイト トーマツ FAS 株式会社著者「新版 M&A 無形資産評価の実務」

具体的に上記の要件を満たす無形資産の識別を行ううえで、留意すべき事項は買い手がなぜ対象会社を買収したのかという点である。買い手は対象会社の何を買ったのか、技術力か？顧客・販売ルートか？ブランド力か？無形資産の識別は、そうした買い手が意図した対象会社の強みがどこにあるのかを把握しようとする作業である。

なお、我が国の会計基準では、法律上の権利など分離して譲渡可能（企業または事業と独立して売買可能）であり、そのためには、当該無形資産の独立した価格を合理的に算定できることが無形資産の識別の要件とされている。

b. 測定

識別された無形資産の測定は、算定対象会社から識別した無形資産の評価に必要な情報の提供を受け、各無形資産に適した評価方法を用いて行われる。

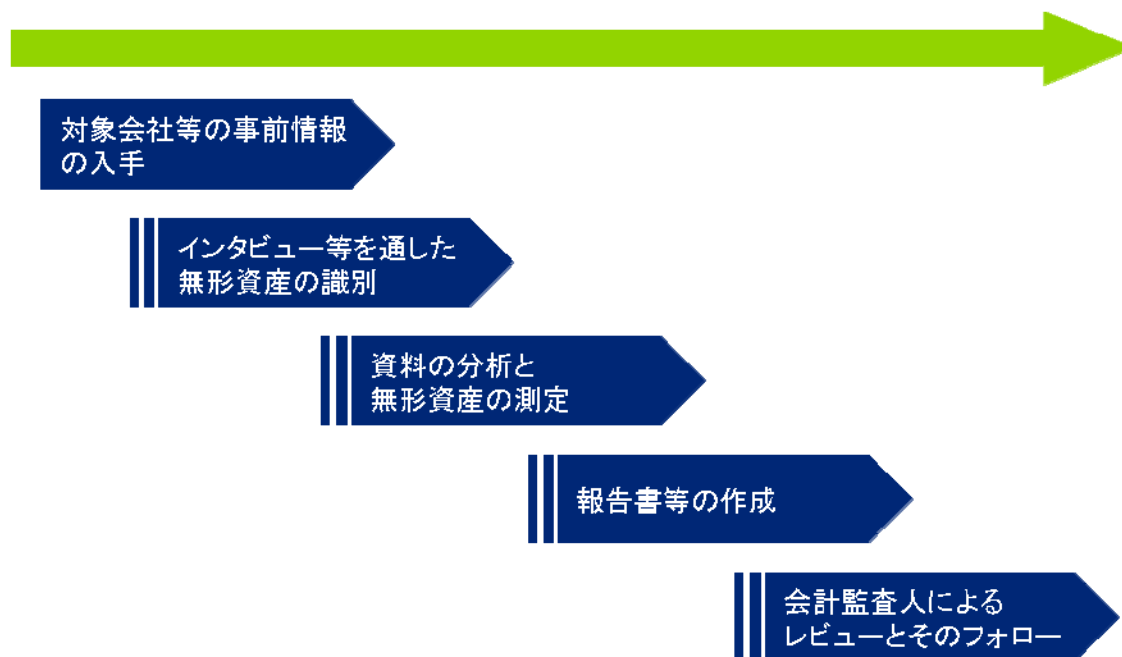
この無形資産の測定の際に考慮すべき重要な点は、対象会社が測定に必要な資料・データを必ずしも保有していない場合があるという点である。そのような場合、代替可能なデータを用いて、一定の仮定を置くことにより測定作業を行う場合が少なくない。その意味で、識別作業において対象会社の強みが何であるかを把握する際に、識別予定の無形資産の測定作業に利用可能なデータとして何を保有しているかという点もあわせて確認する必要がある。

(4) 無形資産評価のフロー

対象会社の大きさやその他の要因に左右されるが、無形資産の評価作業の大まかな流れは以下の通りである。

図表 4

【無形資産評価のフロー】



3. 会計監査人によるチェック

無形資産の評価結果は、取得企業の会計監査人によるチェックを受けることになる。会計監査人は関与先の財務諸表の適正性について意見を表明する立場にあるため、貸借対照表に無形資産が計上されていれば、その残高の適正性等をチェックする必要がある。その過程で、評価報告書等の算定過程のチェックと評価者に対する質問等がなされることになる。

無形資産およびのれんの金額の算定は会計処理のために行われるものであるため、無形資産の評価にあたっては、常に会計監査人を意識して作業を実施する必要がある。例えば、無形資産の評価基準日をいつとするか、識別する無形資産の評価アプローチは妥当か、有形資産について帳簿価額をもって公正価値とみなしてかまわないか、耐用年数は妥当か、無形資産の評価にどのような事業計画を用いるかなどの論点を意識して作業を実施する。場合によってはあらかじめ会計監査人に評価上論点となりうる事項を相談しておくことも、後々生じ得る問題を回避するうえで重要であるといえる。

一般的に、会計監査人は

- (1) 公正価値算出の基となる前提の妥当性を検討し
- (2) 独自に公正価値を算出し、算出プロセスと算出結果の妥当性をテストする。

(1) 公正価値算出の基となる前提の妥当性

会計監査人は公正価値算出に使用された前提(基礎資料、評価モデル、事業計画等)を、妥当性、合理性等の観点から判断する。特に、将来の不確定要素の前提(永久成長率や継続価値)が、公正価値の算出結果に大きな影響を与えていると判断した場合、公正価値算出に使用された手法が妥当であるかを検討する。

公正価値を算出するうえでの前提は、通常、経営陣の将来の見通しと整合するものであり、実現可能性と一貫性が求められる。すなわち、ミクロとマクロの経済状況を適切に反映し、タイムリーなマーケット情報を織り込んだ前提である必要がある。

前提に使用されたデータについても、会計監査人はそのデータが正確性と完全性を兼ね備え、監査の証拠として用いるに相応しいかを判断する。さらに、そのデータの出所の確認、再計算による正確性の確認、情報の一貫性、経営陣による予想の正確性と計画実行の確実性のチェックも行われることがある。その際に、使用されたデータや前提によっては、別途、経営陣からの説明を求める場合もある。

(2) 会計監査人による独自算出の公正価値との比較

会計監査人が独自に公正価値を算出して比較することで、公正価値の妥当性を検証することがある。その際には会計監査人独自の前提を採用するケースもある。一方で公正価値の算出に用いられたデータが妥当であれば、独自の前提ではなく会社の前提(データ)をそのまま使うこともある。会計監査人は独自に算出した公正価値と会社が算出した公正価値を比較し、差額に重要性がないことを確認することとなる。

以上

Deloitte (デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

トーマツグループはデロイト トウシュ トーマツ(スイスの法令に基づく連合組織体)における日本のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツと税理士法人トーマツ、およびそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 6,700 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu